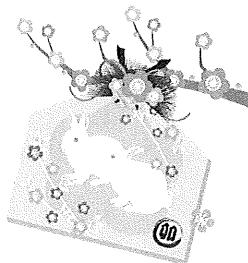


## 長崎県消防設備協会からのお知らせ

新年明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



(消防庁からの通知について)

- 令和4年12月21日付け消防予第646号により、各都道府県消防防災主管部長あて消防庁予防課長名の通知があり、「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」の周知を図ることとされております。
- 当該マニュアル本体は67頁、附属資料は16頁となっており、全体を添付することはできませんが、今回、上記通知を添付いたしました。
- 詳細につきましては、インターネット検索サイトで「全国消防設備協会防災トピックス」で検索していただき、一番上の「22.12.23」の記事をご覧いただくようご案内いたします。  
(近日中に、当協会ホームページの「新着情報」の部分から上記の記事へリンクするよう予定しております。)

※インターネット接続が困難な場合は当協会へご相談ください。



一般財団法人長崎県消防設備協会事務局 (担当) 笠山

〒850-2207 長崎市桶屋町50番1号 杉本ビル3階

TEL 095-827-4756 FAX 095-827-5501 メール nagasaki@kxb.biglobe.ne.jp

消防予第 646 号  
令和 4 年 12 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業  
を行う際の事故防止対策実施マニュアル」について

令和 2 年 12 月から令和 3 年 4 月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを受けた「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」における報告書において、二酸化炭素の有毒性や再発防止策を建物関係者及び工事等を行う業者へ広く周知するため、工事等を実施する際のマニュアルを作成すべきであるとされました。

これを受けて、別添のとおり、「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」（以下「事故防止対策実施マニュアル」という。）を策定しましたので通知します。

つきましては、建物関係者及び工事等を行う業者に対して、事故防止対策実施マニュアルを活用し、二酸化炭素の有毒性や再発防止策について周知をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。